

# 【中小企業事業】新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けた 新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充内容に関するQ & A

(令和2年5月12日現在、追加・更新した箇所は黄色で表示しています。)

## ＜新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充内容に関するお問い合わせ＞

Q1-1 令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、資金繰り対策の強化が公表されていましたが、具体的にどのように変わるのか教えてください。

A1-1 既存の借入負担が重荷となっている事業者さまの返済負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症特別貸付により既存公庫融資の借換ができるようになります(「公庫融資借換特例制度」といいます。)

なお、同制度を適用し利率を低減した部分(基準利率-0.9%部分)についても、今後は、いわゆる「実質無利子化」の対象となります。

「実質無利子化」とは…

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、一定の要件に該当する場合、当初3年間、1億円を限度として、災害発生時の融資制度に適用される利率から0.9%低減した利率が適用されます。

ご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへお返しする利子補給の制度(特別利子補給制度)(注)が政府において設けられることとなっており、この利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけるというものです。

(注) 新型コロナウイルス感染症特別貸付(※1)を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者(※2)	中小企業者(※2)
個人	要件なし(※3)	売上高▲20%以上(※3)
法人	売上高▲15%以上(※3)	

(※1) 特別貸付の要件は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

(1) 最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少

(2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少

① 過去3ヵ月(最近1ヵ月含む。)の平均売上高

② 令和元年12月の売上高

③ 令和元年10~12月の平均売上高

(※2) 小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(\*)が5名以下の企業」、それ以外の業種は「常時使用する従業員が20名以下の企業」をいいます。

中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

(\*) 労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

(※3) 売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きや実施機関などについては、詳細が経済産業省・中小企業庁ホームページ等で公表されるまで今しばらくお待ちください。

Q1-2 融資枠が増えるのでしょうか。

A1-2 公庫融資借換特例制度の適用が可能となりますが、新型コロナウイルス感染症特別貸付のご融資限度額の別枠3億円と低減利率限度額の1億円は従前と変わりません。

Q1-3 新たな資金は不要なため、既存融資の借換だけで申込みできますか。

A1-3 公庫融資借換特例制度は、原則として新たな資金と併せてお借入のご希望がある場合に適用される制度ですが、新型コロナウイルス感染症特別貸付の場合は、お客様の状況に応じて既存融資の借換だけでも対応は可能です。ただし、一部の既存融資については、借換の対象外となる制度があります。

#### <民間金融機関の実質無利子化に関するお問い合わせ>

Q2 令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、民間金融機関の融資も「実質無利子化」になると公表されていましたが、詳細を教えてください。

A2 申し訳ございませんが、民間金融機関融資の「実質無利子化」に関する詳しい情報は、中小企業金融相談窓口（0570-783183、平日・土日祝日 9:00~17:00）にお問い合わせいただくか、[こちら](#)をご覧ください。

#### <中小・小規模事業者等に対する新たな給付金に関する問い合わせ>

Q3 令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金）が、公表されていましたが、詳細を教えてください。

A3 申し訳ございませんが、中小・小規模事業者等に対する給付金に関する詳しい情報は、当公庫では存じません。恐れ入りますが、持続化給付金事業 コールセンター（直通番号 0120-115-570、IP 電話専用回線 03-6831-0613、受付時間 8:30~19:00※）にお問い合わせください。

※5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く）